平成１９年（排）第２９号

排　除　命　令　書

大阪市中央区博労町一丁目３番１０号
株式会社テレマート
同代表者　代表取締役　菅野　繁

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　株式会社テレマートは，一般消費者に販売した「カビストップ魔法の湯おけ」と称する浴室用の洗桶（以下主文において「魔法の湯おけ」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，一般消費者に配布した平成１８年１０月６日発行の「テレマート」と称する通信販売用カタログに掲載した広告において，魔法の湯おけを浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビの発生を抑制するかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社テレマートは，今後，魔法の湯おけ又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を構じ，これを自己の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社テレマートは，今後，魔法の湯おけ又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　株式会社テレマートは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1)　株式会社テレマート（以下「テレマート」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用雑貨品等の通信販売業を営む事業者である。

(2)　テレマートは，平成１６年３月ころ以降，卸売業者から，埼玉県草加市所在の株式会社三恵精機（平成１８年１０月１０日までは有限会社三恵精機製作所との商号）が発売元となっている浴室用の洗桶を仕入れ，これに「カビストップ魔法の湯おけ」との商品名（以下「魔法の湯おけ」という。）を付けて，同社が発行する「テレマート」と称する通信販売用カタログに当該商品の広告を掲載し，これを一般消費者に配布し，これを見た一般消費者から，電話，はがき，ファクシミリ等により注文を受け付けるなどして，当該商品を販売していた。

2　テレマートは，魔法の湯おけについて，平成１８年１０月６日発行の前記(2)の「テレマート」に掲載した広告（別添写し）において，「置くだけでカビの発生を抑制。」，「お風呂に置いておくだけで、カビが発生しにくくなるという優れモノです。」，「銀を皮膜化して本体を加工しているので、この湯おけを置いてあるだけで銀イオンが浴室中に拡散。壁や目地などに接触作用して抗菌効果を発揮、カビ・ヌメリの発生を安全に抑制します。」と記載することにより，あたかも，魔法の湯おけを浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビの発生を抑制するかのように示す表示をしている。

3　公正取引委員会は，前記２の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，テレマートに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，テレマートは，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

4　本件について，公正取引委員会が調査を開始したところ，テレマートは，平成１８年１０月１１日以降，魔法の湯おけの販売を中止している。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，テレマートが行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，魔法の湯おけの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年６月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃